

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県教育委員会では、様々な業種の地元企業とつながり、その魅力に触れる機会を通じて、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成していくため、今年度より「キャリア教育推進事業」を実施している。

本事業において、全ての学校が情報を入手しやすいよう、開拓した協力企業のデータベースを作成して県教育委員会ホームページに掲載し、県内企業と学校とが自由に繋がることのできる仕組み作りを行う。また、キャリア教育についての好事例等を掲載し、学校の取組の一層の充実を図る。

学校がキャリア教育を行う際に活用できることや、県内企業と学校とが自由に繋がることのできることを目的とし、県が開拓した協力企業のデータベースやキャリア教育についての好事例等を発信できるようなウェブサイトを新規に構築するものとし、本業務に必要なサイトデザイン等を作成する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

2,046千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年8月12日（火） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年8月15日（金） 午後3時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年8月18日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部義務教育指導課

② 提案書提出期限

令和7年8月20日（水） 午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施場所

広島県庁本館 6 階 601 会議室

② 実施日時

令和 7 年 9 月 1 日（月） 午前 9 時から午後 12 時までの間で別に指定する時間

③ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

④ 時間

提案者当たりの説明時間は 20 分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：10 分

質疑応答：10 分

⑤ その他

企画提案書等の提出が多数の場合は、書面による審査を実施し、プレゼンテーション審査参加者を 5 者程度に選定することがある。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、電子データの保存等に関する申出書を申請書に添付しなければならない。

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書等について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局学びの変革推進部義務教育指導課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和 7 年 9 月 4 日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和 7 年 9 月 5 日（金）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
 - ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 その他

申請書又は企画提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに取下願書を提出すること。

5 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 電子データの保存等に関する申出書
- ☐ 取下願書
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領
- ☐ 評価基準
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書

【問い合わせ先】

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部

義務教育指導課 担当 池川、西

電 話 082-513-4974（ダイヤルイン）

メール gimushidou@pref.hiroshima.lg.jp